

平成18年5月29日

国土交通大臣

北側 一雄 殿

建築設計資格制度の改善に関する提言

社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
会長 小川圭一

社団法人 空気調和・衛生工学会  
会長 鎌田元康

社団法人 日本建築家協会  
会長 小倉善明

社団法人 建築設備技術者協会  
会長 河村達雄

社団法人 建築業協会  
会長 野村哲也

社団法人 電気設備学会  
会長 星野聰史

社団法人 日本建築学会  
会長 村上周三

社団法人 日本空調衛生工事業協会  
会長 山本廣

社団法人 日本建築構造技術者協会  
会長 大越俊男

社団法人 日本設備設計事務所協会  
会長 福西輝男

社団法人 日本電設工業協会  
会長 平井貞雄

現行建築士制度は、建築物が国民の生命、健康及び財産の保護を図る基盤であることから、その設計・工事監理に係る業務の適正を図り、建築物の質の向上に寄与させることを目的に昭和 25 年に創設されました。

建築関係団体においては、高度化、専門分化する近年の建築技術の変化に対応する新たな建築設計資格制度のあるべき姿について、建築設計資格制度調査会の場で、かねてより検討を重ねてきました。

折しも昨年 11 月、耐震強度偽装事件が発生し、多くの国民から建築界に対する信頼を失う結果となりました。類似事件の再発防止と信頼回復に向け、早急に制度改正を行うことが求められています。

このため、これまでの検討結果を踏まえ、表記の建築関係 11 団体の総意として、下記のとおり提言します。

国におかれましては、本提言を踏まえ、早急に建築士法の改正を行われますよう要望します。

## 記

### 1. 専門資格(構造及び設備)の導入

設計の高度化等に伴う専門分化の業態に対応するとともに、権限と責任の所在を明確にし、もって国民の信頼回復を図る観点から、特定の建築物に係る構造及び設備の設計及び工事監理に関し、建築士の有する現行の権限を制限し、当該設計・工事監理に係る専門資格を設ける。

この場合、設計等の統括・調整機能は建築士が担うとともに、既建築士及び既建築設備士のうち一定の基準を満たす者には、当該専門資格を付与する。

また、建築士及び専門資格者は当該設計図書等への所要の記名捺印を行う。

### 2. 建築士等の能力維持向上と、登録更新制度の創設

建築士及び専門資格者の職業倫理の徹底及び最新の知識・技能の習得による能力の維持向上を図り、もって類似事件の抑止と建築士等に係る信頼回復を図る観点から、一定の実務実績、継続的能力開発(CPD：Continuing Professional Development)等を要件とする免許の登録更新制度を創設する。

### 3. 管理建築士の要件整備等による建築士事務所等の業務の適正化

資格者個人のみならず組織の責任の重要性を踏まえ、建築士事務所の責任体制を強化し、もって類似事件の抑止と信頼回復を図る観点から、当該事務所の技術的事項を総括する管理建築士の責任と権限の明確化と要件整備など、事務所業務の適正化を行う。

専門資格の導入に基づき、構造・設備の専門分野の設計等のみを行う事務所においては、建築士事務所に準じ、専門資格者事務所登録を行うとともに専任の管理専門資格者を置き、責任体制を確立する。

管理建築士及び管理専門資格者の要件として、資格取得後一定期間の実務経験と事務所の登録及び更新時に必要な知識等の習得を求める。

設計受託・再委託契約の書面化を義務付けるとともに、受託設計の一括再委託を禁止する。